

令和6年4月から低入札価格調査基準等を変更します

令和6年4月1日に指名通知を行うものから、一般競争入札の「玉野市建設工事低入札価格調査実施要綱」について、調査基準価格設定等を次のとおり変更します。入札参加等にあたり、ご注意くださいようお願いいたします。（※ 従前よりの改正部分は赤文字部分となります。）

1. 第4条（調査基準価格の設定）関係

調査基準価格を令和4年中央公契連モデルに準拠した下記により計算します。

計算式 調査基準価格 = (1) + (2) + (3) + (4)

- (1) : 直接工事費の 97 %
- (2) : 共通仮設費の 90 %
- (3) : 現場管理費の 90 %
- (4) : 一般管理費等の 68 %

(調査基準価格は1,000円未満を切り捨てとします。)

※調査基準価格が設計金額の75%未満となった場合、調査基準価格は設計金額の75%に引き上げ、また、92%以上となった場合は、92%に引き下げるものとします。
合冊入札については合計額により算出します。

2. 第8条（判断基準）関係

入札価格調査による数値的判断基準を下記により改定します。

- ア : 直接工事費の 92 %
- イ : 共通仮設費の 85 %
- ウ : 現場管理費の 85 %
- エ : 一般管理費等の 63 %

(それぞれの項目は1円未満を切り上げとします。)

※中央公契連とは

正式名称は「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」であり国土交通省が事務局を担当し、その他の国の省庁などで構成しています。毎年、必要に応じ最低制限価格の設定基準となる低入札調査基準価格モデルや指名停止措置モデル等の見直しを審議し、総会に付議、決定しています。

なお、決定した内容は各都道府県を通じ、管下市町村に通知されており、各自治体で運用方法を決定する際の標準的基準とされています。